

名東鯨友会会員の皆様【緊急のお知らせ】

## 愛知県における緊急事態宣言への対応について

令和2年4月12日

名東鯨友会副会長 富田修

令和2年4月10日（金）大村県知事により県下に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されました。感染拡大、とりわけ感染経路がたどれない感染者の割合が高まってきていることを受けての宣言発令です。

県は、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出と移動の自粛、やむを得ず外出する場合でも「3密」を避けることを強く求めています。

医療現場に立つ医師から、これが感染を食い止める唯一の方法であるとの訴えも届いています。

感染の可能性はどこにもあります。素人考えで、なめてかかるのは大変危険です。名東鯨友会として、会員から感染者を一人も出さない覚悟で、これに真正面から取り組もうと思います。

そこで名東鯨友会は次のような対応を行います。

- ① 会員の外出を伴う鯨友会活動はすべて、感染拡大が収まり安全宣言が出るまで、期限を定めず休止する。

鯨城会ホームページの  
QRコード 名東区

- ② 会員との連絡は、電話やメールなどを活用する。

- ③ 会員全体への情報提供は、

「名東鯨友会ホームページ」



(<https://kojyokai.net/meitou/>)に掲載するのでぜひ見てください。